

令和4年9月 7日開会  
令和4年9月16日閉会

令和4年  
第3回定例会会議録  
(2日目)

小豆島町議会

開議 午後0時59分

○議長（中松和彦君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところでお集まりくださいまして、ありがとうございます。

本日の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

本日の欠席届出議員は12番安井議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後1時00分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第59号に対する決算特別委員会審査報告について

○議長（中松和彦君） 日程第1、議案第59号に対する決算特別委員会審査報告についてを議題といたします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。三木委員長。

○決算特別委員長（三木 卓君） 令和4年9月16日。小豆島町議会議長中松和彦殿。決算特別委員会委員長三木卓。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月7日に付託された令和3年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。記。

1. 委員会開催年月日。令和4年9月9日、12日、13日、14日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め、令和3年度小豆島町歳入歳出決算全般にわたり、決算書、施策の成果及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。議案第59号令和3年度小豆島町歳入歳出決算認定について、次の事項に留意すべきであるとの意見を付して、認定すべきものと決定した。

個別意見。総務課。住民生活課が所管する事業について、1課で担うには事業内容が広範囲にわたり過ぎていると思われる。また、オリーブ課が所管するサン・オリーブ事業に

ついて、事業目的がオリーブ課の所管から乖離していると思われる。その他の事業も含め、事業の移管や組織再編について、庁舎全体で再検討されたい。以上、報告いたします。

○議長（中松和彦君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第59号令和3年度小豆島町歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

コロナ禍の下で、町民の暮らし、営業が困難な状況が長期に続いています。それに加え、ガソリン、食料品、電気料金をはじめ、物価の高騰が私たちの暮らしに深刻な影響を与えています。

そんな中で、臨時特別給付金や子育て世帯臨時特別給付金、第2次地域産業給付金などの給付金事業やワクチン接種事業などが行われたこと、さらに子供の医療費助成や住宅リフォーム助成制度など、町民の求める事業が継続実施されたことなどは必要な支出であり、認めるものです。しかし、コロナ対策給付事業や検査体制など不十分な点もあったと考えます。

また、増額された部落解放同盟への補助金など、同和関連の多額の支出がありました。国が終結した同和事業を継続することに、町民の理解は得られないと考えます。特別な行政を続けることは、行政が同和地区を固定化すること、つまり新たな差別をつくり、固定化することになります。一般行政に移行するべきです。

また、マイナンバーカード普及促進のための事業の支出が行われたことも認められません。もともとマイナンバー制度は、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を目的としています。社会保障の給付と税、保険料の負担を個人ごとに分かるようにし、給付を抑制して、国の財政や大企業の負担を減らすことを狙っています。根本的に是非を問い直すべき制度です。マイナンバーカードの取得をコロナ危機の中で推進する道理も必要性もないと考えます。今なすべきことは、医療と暮らし、営業に対する抜本的な支援です。

以上の理由から、令和3年度小豆島町歳入歳出決算認定については反対をいたします。

以上です。

○議長（中松和彦君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下淳議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第59号令和3年度小豆島町歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本決算は、将来にわたり持続可能な行財政運営を実施するため、一般廃棄物最終処分場整備事業や雨水公共下水道再整備事業、新型コロナウイルス感染症対策事業など、住民生活に密接に関係する予算を確実に執行しているものと考えます。

また、同和問題については、今なお完全な部落差別の解消には至っておらず、地方公共団体はその実情に応じた施策を推進する義務があります。

さらに、行政デジタル化の推進に向けてマイナンバー制度は不可欠な制度であり、マイナンバーカードの普及や行政手続の簡略化に向けた利活用の促進、制度の厳格な運用を図るために必要な予算の執行です。

各特別会計、企業会計においても、我々議会の議決によって成立した予算に基づき、経費節減に努め、効果的かつ効率的に執行し、事業を行ったものと考えます。

よって、私は議案第59号に賛成をいたします。

○議長（中松和彦君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第59号令和3年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中松和彦君） 起立多数です。よって、議案第59号令和3年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定されました。

お諮りします。

日程第2の総務建設常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。総務建設常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、日程第2の総務建設常任委員会審

査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。総務建設常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第2 議案第62号及び請願第2号に対する総務建設常任委員会審査報告について

○議長（中松和彦君） それでは、日程第2、議案第62号及び請願第2号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題といたします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。羽田副委員長。

○総務建設常任副委員長（羽田 満君） それでは、総務建設常任委員会、報告をいたします。

令和4年9月16日。小豆島町議会議長中松和彦殿。総務建設常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、9月7日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和4年9月14日。
2. 審査の経過。議案については、担当課の出席を求め、詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第62号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について。

原案のとおり可決すべきものと決定した。

続けて。

令和4年9月16日。小豆島町議会議長中松和彦殿。総務建設常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、6月15日付託された請願について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和4年8月25日。
2. 審査の経過。紹介議員からの意見を聴取した上で、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

### 3. 件名及び審査の結果。

(1) 請願第2号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願。

不採択とすべきものと決定した。以上です。

○議長（中松和彦君） 委員長報告が終わりました。

議案第62号及び請願第2号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 請願の審査についてちょっとお尋ねをしたいんですが、6月の本会議のときに、総務の委員会を開いて審査をしたのではなかったかなと思うんですが、8月25日、1日ということによろしいのでしょうか。

○議長（中松和彦君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時13分

再開 午後1時15分

○議長（中松和彦君） 再開します。羽田副委員長。

○総務建設常任副委員長（羽田 満君） 6月の分については、継続審査ということで実施したと思いますので、特に問題はないかなと思っております。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 分かりました。

そうしたら、審査は1日だけということで、私自身もこの問題については十分な意見を述べるができなかったということで大変反省をしているんですが、請願者を参考人に呼んで意見を聞くとか、そういうことは委員会、委員長、副委員長で相談はされなかったのか。もう少し慎重審議といいますか、大変重要かつ難しい問題ではあると思うんですけども、1日の審査で決を採ったということについて、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（中松和彦君） 羽田副委員長。

○総務建設常任副委員長（羽田 満君） 先ほど鍋谷議員も言われましたように、受け取るほうも十二分な用意ができてなかったということでしたが、その間、各方面に問い合わせ、資料等を作りまして、ある程度準備をしたということですが、次回からはそういう参考人も呼んでということも考慮していくべきかなというふうには感じております。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから議案第62号及び請願第2号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第62号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、請願第2号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願について、これから討論を行います。討論はありませんか。

鍋谷議員に申し上げます。本議会においては、通告制を採っております。円滑な議事運営が困難になることも考えられますので、発言は認められません。以後通告するよう注意します。

○議長（中松和彦君） 討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中松和彦君） 起立少数です。よって、請願第2号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願については不採択とすることに決定されました。

~~~~~

日程第3 議員派遣の件について

○議長（中松和彦君） 次、日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣について、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

日程第6 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（中松和彦君） 次、日程第4から日程第6、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、日程第4から日程第6を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員会委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和4年第3回小豆島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後1時21分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員